○副議長（山崎宗良）休憩前に引き続き会議を開きます。

鍋嶋慎一郎議員。

〔８番鍋嶋慎一郎議員登壇〕

○８番（鍋嶋慎一郎）皆さんこんにちは。自民党議員会の鍋嶋です。

今回も質問の機会をいただきました。ありがとうございます。

まず、先般の記録的な大雨による被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、現在も復旧・復興に懸命に取り組まれておられる地域の皆様、関係機関の皆様に、深い敬意と感謝を申し上げます。

昨今の雨続きは、県民生活のみならず、農業にも大きな影響を及ぼしています。特に、氷見市では、刈取りを間近に控えた水稲が大きな被害を受け、生産者にとってはまさに痛恨の極みであり、その苦労を思うと胸が痛みます。

そうした中、12日には氷見市で獅子舞競演会が開催され、昨年の大阪・関西万博でも獅子舞を披露された島尾青年団の皆さんが、氷見を元気にしようと力強い舞を披露され、会場は熱気に包まれたと新聞に出ていて、同じく万博で獅子舞を披露した同志として、大変うれしく思いました。獅子舞には様々な言い伝えがある中の一つに、無病息災があります。今回の舞が災いを払い、地域に元気を与えるとともに、被災された皆様の一日も早い復旧・復興を心より願い、近年のこのような大雨や猛暑など気象環境が大きく変化する中、将来にわたり農業を守り発展させていく、持続可能な富山県農業の構築について、以下伺います。

持続可能な富山県農業の構築についてであります。

まず、高温化に対応した持続可能な米づくりについて伺います。

今年も、夏場に異常な高温が続き、農家からは水稲の生育や収量だけでなく、白未熟粒など、米の品質への影響を心配する声が聞かれています。昨年も、記録的な高温により、１等米比率の低下など品質面で大きな課題となりました。

もはや、異常気象として捉えるのではなく、こうした高温が今後も通常の気象条件となることを前提に、米づくりそのものを転換していく必要があるのではないでしょうか。その中で、労働力不足が深刻化する農業現場において、施肥作業の省力化につながる肥効調整型肥料、いわゆる一発肥料の活用は、持続可能な米づくりを進める上でも重要だと考えます。

県では、昨年に続き、今年も一発肥料の試験を実施されたと承知していますが、今年の作柄や１等米比率、品質について、現時点でどのように把握しているのでしょうか。また、高温条件下における一発肥料の試験での収量や品質について、昨年との比較も含め、どのような試験結果が得られたのか。

さらに、その試験結果を踏まえ、県内ＪＡにおいて、新Ｊコートや穂肥要らずなどの肥料が開発され、来年度から使用できることは、農家にとって大きな前進であります。今後、高温を前提とした栽培技術の確立とともに、こうした省力化、安定生産につながる肥料の普及を県としてどのように後押しし、農家の所得向上と持続可能な米づくりにつなげていくのか、津田農林水産部長の御所見をお伺いします。

次に、富山100号、新しい富富富の一般作付に向けた準備についてであります。

令和12年産から一般作付が予定されている富富富の改良品種、富

山100号は、令和９年産から栽培実証が始まると伺っています。

新たな品種を富山県を代表するブランド米として定着させるには、一般作付を待つのではなく、種子の確保、栽培技術や肥料設計の確立、品質の安定化、販売戦略などを計画的に進めることが重要と考えます。

そこで、令和９年産から、栽培実証を含め、一般作付に向けた準備をどのように進めているのか、また、令和12年産の初年度の作付規模をどの程度と想定し、その後どこまで拡大していく考えなのか、津田農林水産部長に県の方針を伺います。

次に、富富富の栽培基準、特に流通基準にある農薬使用成分数の見直しについてであります。

富富富は、県がブランド米として作付拡大を進める一方、農家からは栽培基準が厳しく、コシヒカリと比べて取り組みにくいとの声も聞かれます。

そうした中、肥料設計の見直しや、米選機の網目を1.9ミリから1.85ミリへ緩和されたことは、現場の実情を踏まえた対応として大変評価するところであります。

一方、富富富の流通基準では、農薬の使用成分数が12成分以内と定められています。富富富は、いもち病に強い品種として開発されたにもかかわらず、防除を行う必要があり、その１成分が使用回数にカウントされます。そのため、農家からは、必要な防除を行うと基準を満たしにくく、栽培に取り組みにくいとの声もあります。

安全・安心な米づくりのため、農薬の適正使用は当然ですが、科学的データや病害発生リスクなどを踏まえ、富富富の農薬使用成分数にコシヒカリのように上限を設けないなど、県として栽培基準の

さらなる見直しを検討する考えはないのか、津田農林水産部長の御所見をお伺いします。

県では、富富富を全国に誇るブランド米として、作付、販売の拡大を進めていますが、農家の皆さんと話をすると、依然として米はコシヒカリという強いブランドイメージがあります。

私は、以前から言っておりますが、富富富を本当に全国に誇るブランド米に育てるためには、富山県内で作付を増やすだけではなく、将来的には、全国の農家から富富富を作ってみたいと選ばれる米にすることが重要だと考えます。

富富富は食味のよさに加え、倒伏しにくく、高温や病気にも強いなど、これからの気候変動の時代に適した、非常に可能性の高い品種です。私は、こうした強みのある富山県自慢の米が全国の農家から選ばれ、コシヒカリに代わる日本の自慢の米となり得ると強く感じています。

そのために、消費者には食べてみたい、また食べたい、生産者にはぜひ作ってみたいと思ってもらえるブランド戦略が必要と考えます。富富富を富山県のブランド米から日本を代表するブランド米へ、これまでの常識を超えた壮大なブランド戦略を打ち出していただきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、農地の大区画化についてであります。

持続可能な農業を実現するためには、農地の大区画化によって、農作業の効率化や生産性の向上を図り、限られた担い手や農業機械を有効に活用していくことが重要だと考えます。

一方、県営の農地整備事業では、担い手への農地利用集積率など一定の要件が設けられており、地域の営農実態によっては、事業を

進めるために、兼業農家や小規模農家が耕作をやめざるを得ないケースもあります。

大区画化や農地の集約化は、地域農業の生産性を高め、将来にわたって農業を続けるための手段です。それによって、規模の大小にかかわらず、営農を続けたい農家まで減少させては本末転倒です。

そこで、県として、これまで進めてきた農地の大区画化について、その進捗や成果、地域ごとの課題をどのように分析しているのか。また、今後、担い手への農地集積や農作業の効率化をさらに進めるため、地域の実情に応じた取組をどのように展開していくのか。併せて、県だけでは対応できない担い手への農地利用集積率などの要件や補助制度についても、兼業農家や小規模農家を含め、地域で営農を続ける農家に配慮しながら大区画化を進められるよう、国に対して柔軟な制度の見直しを求めるべきと考えますが、津田農林水産部長の御所見をお伺いします。

次に、大区画化に伴う大型農業機械導入への支援についてであります。

農地の大区画化は、これから担い手不足が進む中、作業時間の短縮やスマート農業の導入など、省力化や生産性の向上を図る上で重要な取組です。

県においても、現在、大区画圃場と一体となった自動操舵トラクターや田植機などの導入支援を行っていますが、実際に大区画化した農地を効率的に耕作するには、自動操舵システムだけではなく、従来より大型のトラクターや田植機、コンバインなどの農業機械が必要となります。

しかし、こうした機械の導入、更新費用は農家にとって大きな負

担であり、現在の支援だけでは十分とは言えません。大区画化は、農地を大きくするだけでなく、そこで使用する農業機械まで含めて初めて生産性向上につながるものです。

そこで、県として、現在の支援制度の対象や補助率、補助上限などを検証するとともに、大区画化と大型農業機械の導入を一体的に支援できる制度の創設や、補助率、補助上限の引上げなど、制度の拡充を国に対して強く働きかけるべきと考えますが、津田農林水産部長の御所見をお伺いします。

次に、大区画化後の高収益作物の作付要件についてであります。

県では、農地の大区画化と併せ、高収益作物を作付しなければならない制度がありますが、現場からは、米づくりの効率化を目的に大区画化したにもかかわらず、高収益作物の作付に必要な農業機械などの導入が必要になってくるなど、かえって農家の負担が増えるとの声が聞かれます。

富山県では、水稲の大区画化による省力化、低コスト化そのものが経営改善につながる地域も多く、実態に応じた柔軟な対応が必要と考えます。また、農業者自らが畦畔除去等に取り組める大区画化等加速化支援事業は、農家主体で大区画化を進める上で有効です。

県として、制度の周知にとどまらず、地域での合意形成から申請、施工までを支援するとともに、スマート農業や農業機械の共同利用など、利用可能な制度と組み合わせ、農家が取り組みやすい環境を整えることが重要と考えます。

高収益作物の作付要件の柔軟化を求めるとともに、大区画化等加速化支援事業を積極的に推進し、大区画化による省力化、低コスト化を農家の所得向上につなげるべきと考えますが、津田農林水産部

長の御所見をお伺いします。

次に、増加する遊休農地への県の対応についてであります。

高齢化や後継者不足、農業機械の更新、収益性の問題など、様々な理由から農地を作付できなくなるケースが増えてきています。

市街地周辺の農地では、農作業機の音がうるさい、農薬のにおいがする、農業機械や車を道路脇に止めると邪魔だなど、農家が周囲に気を遣いながら営農している実態もあります。何か作れば苦情を言われ、何も作らなければ管理しろと言われる、一体どうすればいいのかという切実な声も聞いています。

遊休農地の問題は、農家個人や市町村だけの問題ではなく、地域の農地をどう守り、将来の農業をどう残していくかという、県としても関わるべき課題と考えます。

そこで、県はこうした農家の現状をどう認識しているのか、また、遊休農地の発生防止に向け、担い手への集積や農地の活用、管理負担の軽減など、市町村と連携して、県として具体的な支援に乗り出すべきと考えますが、津田農林水産部長の御所見をお伺いします。

次に、ドローンによる農薬散布の実態把握と安全対策についてであります。

近年、無人ヘリに加え、農家自らがドローンを所有し、農薬散布を行うケースが県内でも増えてきています。

無人ヘリについては、保有状況や散布計画、散布実績などが一定程度把握され、飛行に際しても、国土交通省への飛行計画の提出などが行われています。

一方、農業用ドローンについては、兼業農家などが個人で導入するケースも増えており、県として、県内でどの程度の機体が導入さ

れ、誰がどこでどのように農薬散布を行っているのか、十分に把握できているのでしょうか。農薬の適正使用や周辺住民への安全確保、事故防止の観点からも、実態把握と必要な指導は重要と考えます。

県として、現在どこまで把握し、今後どのような対策を講じていくのか、津田農林水産部長にお伺いします。

次に、安心・安全な県づくりについてであります。

まず初めに、県土強靭化の基盤となるインフラ整備に欠かせないコンクリート資材の高騰対策について伺います。

近年、陸砂利や山砂利など、コンクリートの原材料となる骨材の確保が厳しく、それに伴いコンクリート価格も大幅に上昇しています。例えば、生コンクリートは、令和２年頃に１立方メートル当たり１万5,000円ほどだったものが、現在では２倍の３万円を超え、地域によっては３万6,000円を超える水準とも聞いています。

こうした資材価格の高騰は、道路、橋梁、河川、砂防施設など、県土強靭化に必要な公共事業のコストを押し上げ、限られた予算で整備を進める上で大きな課題となります。

一方、県内の河川では、河床掘削や河口付近のしゅんせつが行われ、土砂が多く発生しています。そこで、これらの土砂について、品質や安全性など必要な条件を満たすものをコンクリート用骨材として有効活用できないものでしょうか。資源の有効活用、治水対策、公共事業費の縮減という３つの観点から検討する価値があると考えます。

県として、活用の可能性を調査検討するとともに、国に対しても活用促進を働きかけるべきと考えますが、川上土木部長の御所見をお伺いします。

次に、県民の命を守る熊対策についてであります。

近年、ツキノワグマによる人身被害や市街地、集落への出没が全国的に深刻化しています。

富山県においても、令和７年は熊の出没が過去10年で最も多く、12月には富山市で新聞配達中の住民２名が襲われる人身被害が発生するなど、もはや熊は山の中の問題ではなく、県民の生命、財産を脅かす身近な問題となっています。

県では、令和６年度時点で、県内に約1,450頭のツキノワグマが生息すると推定しており、捕獲を含めた適正な個体数管理も重要と考えます。

特に、これから秋を迎え、冬眠前の熊が餌を求めて活発に行動する時期となります。被害が発生してから対応するのではなく、人の生活圏に熊を入り込ませないための先手の対策を徹底する必要があるため、中山間地域や里山のやぶ、耕作放棄地、放置果樹などを適切に管理し、人里と山林との間に緩衝帯を整備する取組を市町村と連携して一層進めるべきであると考えます。また、農作物被害を防ぐ電気柵についても、豪雪地域で確実に機能する耐雪型柵の設置や維持管理への支援を充実させる必要があります。

さらに、捕獲の担い手であるハンターの高齢化が進む中、若手ハンターの発掘、育成と捕獲技術の継承を進めるとともに、専門的な知識と技術を有するガバメントハンターについても、人数の増強と活動地域の拡大を図るべきと考えます。

県民の命に万が一は許されません。１件も人身被害を出さないという強い覚悟の下、緩衝帯整備、柵の強化、個体数管理、捕獲体制の充実を一体的に進めるべきと考えますが、県として今後どのよう

に取り組んでいくのか、杉田生活環境文化部長の御所見をお伺いします。

最後に、富山―台北便の利用促進についてであります。

先般、台湾を訪問し、歴史や文化に触れる中で、改めて台湾と富山県の深いつながりと交流の可能性の大きさを実感しました。そして、これまで私自身も要望活動に参加させていただいた富山―台北便が６年半ぶりに再開されたことを大変うれしく思っております。

再開初日の台北発富山便は178人、利用率98.9%と非常に高い利用実績となった一方、富山発台北便は97人、利用率53.9%と、約半分ほどということで、今後この路線を定着させるには、富山から台湾へ向かう需要をいかに掘り起こすかが重要であると考えます。

私は、以前の質問で、県内高校の修学旅行先として台湾を積極的に検討してはどうかと提案しました。その後、高校生と会う機会があるたびに、修学旅行で台湾に行ってみたいかと聞いてきました。ほとんどの生徒が行ってみたいと答えてくれました。もちろん、関東や関西の大型テーマパークに行きたいという声があったのも事実ではありますが、どちらにしても、修学旅行だからこそ、ふだんの学校生活ではできない特別な経験ができるものと思っております。

特に、高校生のときに海外へ行くことは大きな喜びであり、初めて見る景色、違う言葉や文化、異なる価値観に触れることで、子供たちの視野を広げ、大きく成長する機会になるとともに、海外でたくさんの友人と同じ景色を見て、驚きや感動を共有する経験は、何十年たっても心に残る一生の宝物になるのではないでしょうか。

台湾には、日本統治時代の歴史的建造物をはじめ、富山県ゆかりの浅野総一郎氏が携わった高雄港や、八田與一氏が携わった烏山頭

ダムなど、日本と台湾、そして富山とのつながりを学べる場所が数多くあります。公益財団法人全国修学旅行研究協会の2024年度調査では、海外修学旅行の訪問先は台湾が最多で、公立高校だけでも32都道府県、143校が訪れており、公立、私立を合わせると35都道府県、217校もの高校が修学旅行先として台湾を選ばれています。

こうした学びに加え、観光事業はもとより、県内企業や各種団体の研修、社員旅行など、幅広い層の利用を促すことも重要と考えます。富山県には今、富山―台北便という大きな強みがあります。

一人でも多くの県民に富山空港を利用していただくため、観光事業者や企業、団体等への台湾訪問助成など、具体的な利用促進策を講じるとともに、職業科、普通科問わず、修学旅行を実施するか否かの検討から始まるとは思いますが、県教育委員会や県内高校に対しても、富山―台北便を活用した台湾への修学旅行、研修旅行を具体的に検討するよう、知事自ら働きかけていただきたいと思います。

そして、富山―台北便を県民みんなで育て、定着させる路線としていくべきと考えますが、新田知事の御所見を伺い、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（山崎宗良）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）鍋嶋慎一郎議員の御質問にお答えします。

まず、富富富の新たな戦略についての御質問にお答えします。

富富富については、県や農業団体で構成する「富富富」戦略推進会議において策定した第３期の生産販売ＰＲ戦略に基づいて、生産者と消費者への浸透を図っているところです。

今年６月に実施した富富富の認知度調査では、３大都市圏では２割弱の認知度があり、うち購入経験ありは約２割となっています。一方で、県内では９割超の認知度があるものの、うち購入経験ありは約３割にとどまっています。

今年８月に開催した戦略推進会議では、この点について流通関係の委員からは、認知度が高い県内で販売が低い中、県外でどのように販売を拡大するのか課題、あるいは、需要をつくるために新たな工夫が必要などの御意見をいただきました。

県内では、これまでも家庭での浸透を図るため、学校給食で富富富を紹介する事業なども実施しており、今年度は「毎月22日はみんなで富富富」として、量販店での販促活動を展開することとしていますが、推進会議での御意見を踏まえて、さらに消費者の購買意欲が高まる新たな取組に向けて、今、関係団体と調整しているところです。

議員からは、富富富をコシヒカリを超える日本を代表する米とするという高い目標を御提案いただきました。ありがとうございます。消費拡大の面では、これまで述べたような取組の成果も踏まえて、富富富が県内外で多くの消費者に選ばれる米となるよう、販売ＰＲ戦略をバージョンアップしながら取り組んでいきます。

また、生産面ですが、まずは今目標としております令和10年度の作付面積１万ヘクタール達成に、全力を傾注することにしておりまして、県外生産者への拡大については、メリット、もしかしたらデメリットもあるのではないか、このあたりを整理して、関係機関とも協議していきたいと考えます。

次に、富山―台北便についての御質問にお答えします。

６年半ぶりの復便に、議員もお力添えをいただきまして、ありがとうございました。

富山―台北便の安定運航のためには、アウトバウンドの利用促進が課題です。新たな需要の掘り起こしが重要となります。

修学・教育旅行は、まとまった利用が見込め、比較的早期に計画が固められるため、利用促進に効果的であるほか、若い世代に富山空港から海外への利便性を認識してもらうことで、将来の航空需要の開拓につながる点でも意義があると考えています。昨年度は、５校が台湾への修学旅行を実施してくれました。県教育委員会とも連携し、各県内高校が、行き先の一つとして台湾を検討できるよう、日本の近代化の歴史や台湾との関係などの情報に加え、新たに台湾への直行便の利便性についても積極的に情報提供していきたいと考えます。

また、台湾には富山県から多くの企業が進出しております。運休前は、底堅いビジネス需要があったことから、国際路線利用促進協議会を通じて、台北便の再開や直行便の利便性などをより周知し、利用を促しているところです。加えて、県内の旅行会社による企業や団体向けの研修旅行、社員旅行に係る企画旅行も対象として、支援を行うことにしています。

このほか、今回の９月補正予算案では、県民のパスポート取得費用への助成、航空需要に応じて航空会社が設定する特価運賃への支援、旅行会社への旅行商品造成支援の拡充など、アウトバウンド需要確保に向けた様々な取組を計上しております。

引き続き、チャイナエアラインや県内の関係機関とも連携し、富山―台北便の利用促進に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○副議長（山崎宗良）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは、８問の質問にお答えします。

まず、米の作柄、品質等、肥効調節型肥料についての御質問にお答えします。

本年産米は、夏の高温や斑点米カメムシ類の多発に加え、８月27日からの豪雨など、厳しい栽培条件でございましたが、生産者や関係者に御尽力いただいた結果、国が８月31日に公表した作柄は、昨年や近年をやや上回る見込みでございます。また、１等米比率につきましては、まだ公表されておりませんが、現時点では早生のてんたかくで、一部に斑点米の混入が見られるものの、品質はおおむね良好と聞いております。

また、本来は追肥不要な肥効調節型肥料につきましては、近年の高温下で、追肥作業が必要となるケースが多くなっております。

このため、県では、昨年度から肥料成分の配合を変えた改良型肥料の現地試験を行っており、昨年度は収量、品質、食味ともおおむね良好であった一方で、茎が長くなったり、もみの数が過剰となることで、気象条件によっては倒伏や品質低下を招くリスクがあることも確認されました。

本年度の試験では、収量、品質、食味は現在調査中ではございますが、生育につきましては、葉色が適正に推移して、稲体の活力が維持されており、良好でございました。今後、収量、品質、食味の調査と解析を進め、昨年度の試験結果と併せ、改良型肥料の実用性、普及性について検討いたします。

製品化に向けましては、さらなる検討を要するため、次年度につきましても、現地試験を拡大して実施する予定でございます。

夏の高温が常態化する中、高温条件下でも高品質でおいしい富山米を安定生産できるよう、そして生産者の負担を軽減できるよう、引き続きＪＡ等の関係団体とも連携し、肥料の改良も含め資材や技術の普及を進め、農家の所得向上につながる持続可能な米づくりに取り組んでまいります。

次に、富山100号についての御質問にお答えします。

富山100号は、富富富が持つ特徴を継承しつつ、米の粒が若干大きくなることで収量性を５％程度向上させる改良品種であり、生産者の所得向上と作付拡大に寄与するものと期待しております。

富富富からの切替えに向け、生産面では、御指摘のとおり、栽培技術の確立や肥料設計等が重要でございます。

このため、気象や土壌、地力などの異なる条件下で、肥料の量や効果、病害虫の発生状況、さらには収量や品質、食味への影響や課題などについて十分に検討することとしており、今年度は、これまでの農業研究所での試験に加え、県内４か所で栽培実証試験を行い、令和９年度は県内全14ＪＡ管内のそれぞれ約１ヘクタールで、令和10年度以降は大規模な担い手を中心に大規模実証を行う予定としております。

種子につきましても、令和12年度の全面切替えを想定し、必要な種子生産の準備を並行して進めております。

また、販売面におきましては、今年度中に富山100号が現行の富富富の銘柄で流通、販売するための品種群設定に向けた手続を進めるとともに、毎年、米卸や外食、中食事業者などの実需者から、食

味や品質についての評価を受けることとしており、その評価を踏まえ、効果的な販売戦略を検討していきます。

昨今、温暖化による高温障害や大雨被害が多発している中でも、富富富は高温に強く倒伏しないことから、安定した収量、品質を保てる品種でございます。その優れた特徴を継承する富山100号が、令和12年産から円滑に導入、普及できるよう、生産者や関係団体、実需者などの御意見も伺いながら取り組んでまいります。

次に、富富富の農薬成分使用回数についての御質問にお答えします。

富富富につきましては、平成30年産のデビュー以来、生産者登録制度の下で、化学合成農薬の成分使用回数につきまして、コシヒカリに比べ３割減の12成分以内とする流通基準を設定し、農薬使用を減らした環境にやさしい米として消費者に訴求してきました。

しかし、近年の温暖化に伴い、雑草や斑点米カメムシ類の発生が増加傾向にあり、通常の農薬散布に加え、追加防除が必要となるケースが増えております。このため、被害の増大が懸念される地域、生産者からは、農薬使用の基準緩和を求める声が強くなっております。

県では、温暖化に強い米産地を目指し、富富富の作付面積を令和10年度までに１万ヘクタールに拡大する目標を掲げ、生産しやすい環境づくりを進めております。具体的には、令和８年産からは、直播栽培や非主食用米の取組を開始し、令和９年産からは、品質を落とさずに歩留りを高めるための調製選別時のふるい目幅の見直しを行ったほか、施肥量や田植時期についても、より地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう見直しをしてきました。

御提案の農薬使用の基準緩和を含めた生産者登録制度につきましても、先月開催しました「富富富」戦略推進会議において、令和10年産に向けて見直しを検討するとされたところです。

今後、生産者のみならず、流通関係者や消費者等の意見も十分にお伺いしながら、具体的な対応について協議し、生産しやすい環境づくりを一層進めることで、富富富の生産拡大に取り組んでまいります。

次に、農地の大区画化についての御質問にお答えします。

本県の30アール区画を標準とした農地整備率は、全国トップクラスであるものの、１ヘクタール程度以上の大区画整備は１割程度にとどまっております。こうした中、県では、農地の大区画化などのスマート農業に対応した基盤整備により、担い手への農地の集積、集約化を進め、営農の効率化や管理の省力化を図っております。

農地の大区画化整備を行う農地整備事業においては、地域の実情や将来の営農ビジョンなどを踏まえ、国の補助事業を活用して整備を行っており、その際の農業者負担につきましては、国が定める農地の集積、集約化率などの要件により助成率が異なるため、御指摘のとおり、地域の実情により集積、集約化が難しい地域では、大区画化等の基盤整備が進まない要因の一つとなっております。

こうした地域への対策としては、県営事業による整備では、耕作放棄地とならないよう、当初の計画区域に入っていなかった農地を利用実態に応じて新たに追加するなど、柔軟な対応を行っているほか、国が昨年度創設した大区画化等加速化支援事業は、農業者自らがあぜ抜きなどの簡易整備を実施した場合に国が支援するもので、県の補助事業による農地整備を待たずに、個人で一定の大区画整備

が可能となることから、当面の対策としては有効であり、積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

県として、区画整備が難しい地域では、引き続き必要な助言を行い、国の助成制度が活用できるようにしながら、地域の合意形成に努めるとともに、国の大区画化等加速化支援事業も活用し、農地の大区画化を進めてまいります。

次に、大型農業機械の導入についての御質問にお答えします。

大区画圃場で生産性を高め、その効果を発揮するには、大型で高性能な機械の導入が必須でございますが、これら農機は導入費用が高額で、経営体の負担になっていることは承知しております。

国では、令和７年度から５年間を農業構造転換集中対策期間として、農地の大区画化やスマート農業技術の開発、生産性向上に資する農業機械の導入等を集中的かつ計画的に推進することとしており、関係予算の充実が図られています。

これを受け、本県でも、まずスマート農機につきましては、昨年度実施された官民協働事業レビューでの御意見も踏まえ、補助上限を大幅に引き上げるなど、圃場の大区画化と一体的なスマート農機の導入支援を拡充しております。

また、スマート農機以外の大型農機につきましても、経営発展を目指して規模拡大等に取り組む認定農業者などの担い手に対して、国の支援事業、地域農業構造転換支援事業を活用し、導入を支援しています。この国の支援事業につきましては、農業構造転換集中期間ということもあり、全体予算が大幅に増額されており、ぜひこの機会に多くの経営体で活用いただきたいと考えております。

持続可能な地域農業の確立には、担い手である農業経営体の経営

力強化が重要であり、農業機械等の導入は欠かせないものと考えています。これらの事業を積極的に活用してもらえるよう、県農林振興センターや関係団体を通じて周知するとともに、必要に応じて国に対して、予算の確保や十分な配分、制度の拡充などについて要望してまいります。

次に、大区画化のメリットを享受するための支援についての御質問にお答えします。

今後も、生産者の減少が見込まれる中、農地の大区画化は、担い手への農地の集積、集約、高収益作物の生産拡大など、農業構造の転換を図るために大変重要と認識しております。

県の農地整備事業については、多くの要望が上がっておりますが、人口減少や少子高齢化などにより、今後も主食用米の需要減少が見込まれる中、水田での高収益作物の生産は、持続可能な農業の実現に向けても大変重要と考えております。そのため、基盤整備の際には、大区画化と併せ、高収益作物の生産が可能な汎用化整備を行っております。

一方で、先ほど紹介した圃場の大区画化と一体的なスマート農機の導入支援については、国の大区画化等加速化支援事業を活用した農業者自らが行うあぜ抜きなどの簡易整備も対象としておりますので、この事業のメリットも感じられると考えております。これにつきましては、これまで23の経営体に対して交付決定を行っております。また、この支援に当たりましては、中山間地において面積要件を平たん地より緩和するなど、地域の実情に合わせ、活用しやすい制度としております。

圃場の大区画化には多くのメリットがある反面、性能の高い農機

の導入や農地管理における負担増などもあると承知しております。県として、スマート農機の導入支援のほか、併せて機械の共同利用や農業支援サービスの活用も推進しております。また、農地管理の省力化につきましても、リモコン草刈り機や防草シート、自動給水栓の導入等を支援しております。

農地の大区画化を進めるとともに、農業者が大区画化のメリットを十分享受できるよう、市町村、関係団体と連携し、地域の営農計画や実情に応じた伴走支援を行ってまいります。

次に、遊休農地についての御質問にお答えします。

直近の令和６年度の調査によれば、再生利用可能な荒廃農地である１号遊休農地は247ヘクタールであり、過去10年間では、おおよそ140から250ヘクタールの範囲で推移しております。全国では、４番目に少ないものの、遊休農地の解消は重要な課題と認識しております。

このため、県では、農地中間管理機構が行う遊休農地の簡易整備に対して支援するなど、遊休農地の発生防止と解消に取り組んでおります。また、地域計画の実現に向け、担い手不足が進む地域では、遊休農地の増加が懸念されることから、地域外の農業法人や他産業の参入を含めた農地の受け手の確保、賃借の促進に努めているほか、農地中間管理機構を活用して農地の集約化等に取り組む地域に対し、市町村を通じて支援金を交付しております。

このほか、農地の集積、集約に伴う担い手の負担軽減に向け、県と市町村でリモコン草刈り機の導入やあぜカバーシート等の施工に対する支援、条件不利地において景観作物、緑肥の作付といった、最小限の労力で維持管理を行う粗放的な取組についても支援してお

ります。

遊休農地は、単に農地が使われていないだけでなく、鳥獣の隠れ場所となり、周辺農地への鳥獣被害を増加させるほか、雑草の繁茂やごみの不法投棄などによる景観、生活環境の悪化にもつながりかねない問題でございます。市町村や市町村農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、遊休農地の発生防止、解消に向けた取組を一層進めてまいります。

私からは最後になります、農業用ドローン等の農薬散布についての御質問にお答えします。

本県では、水稲を中心に、農業用ドローンを含む無人航空機による農薬の空中散布が行われており、防除作業の省力化や適期防除の実施に役立っています。

農薬散布の実態については、無人ヘリコプターでは国のガイドラインに基づき、県が毎年、散布計画や実績を把握しております。

一方、導入が進む農業用ドローンについては、御紹介もありましたが、農薬散布に係る報告の定めはなく、県独自の調査により機体の導入状況を把握しております。平成29年から令和７年度までの累計で853台が導入され、この導入者等を対象に、関係団体と連携して、ドローン安全対策研修会を毎年開催し、農薬の適正使用や安全な飛行に関する知識、技能の向上を図っております。

また、農薬飛散や事故の防止に向け、農薬危害防止運動の実施や、農薬の販売者、防除業者を対象とした農薬管理指導士研修の開催、農業関係団体を含む各種会議等での啓発資料の配布や情報提供を通じ、事前周知や散布等の安全確認の徹底について、継続的な指導、啓発を行い、周辺住民の安全確保を図っております。

農業者の減少や高齢化が進む中、農業用ドローン等は省力化に有効な技術であり、今後とも活用拡大が見込まれます。このため、ドローン安全対策研修会等の場を活用して、農薬散布に係るアンケート調査を行うなど、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

その上で、各種研修を通じて、安全対策と関係法令遵守を徹底し、農薬の適正使用や周辺住民の安全確保、飛行時の事故防止の徹底を図ってまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（山崎宗良）川上土木部長。

〔川上孝裕土木部長登壇〕

○土木部長（川上孝裕）私からは、河川掘削土の骨材への活用についての御質問にお答えします。

コンクリート用骨材は、公共インフラの整備に欠かせない資源であり、近年、資材価格上昇の中、将来にわたり安定的に確保していくことは、県土強靱化を進める上でも重要です。

河道掘削やしゅんせつにより発生した土砂については、これまでも、粘性土など土質条件が適さないものを除き、可能な限り有効活用を図っております。昨年度の実績としては、国では、神通川と黒部川の２河川で約３万4,000立米を掘削し、その全量を河川堤防などの盛土材として活用されております。県では、28河川で約４万1,000立米を掘削し、このうち約１万立米を道路工事や海岸の養浜など、他の建設工事に活用しています。

また、片貝川での掘削土約１万立米は、砂利採取法に基づき、採取計画の認可を受けた事業者において骨材として活用されております。

議員御提案の河川の掘削土をコンクリート用骨材として活用することにつきましては、骨材の品質がコンクリート構造物の強度や耐久性に大きく影響することから、土砂に含まれる砂利や砂が、硬さや耐久性、アルカリシリカ反応など、ＪＩＳ日本産業規格に定める品質基準を満たす必要があります。このため、県内の全ての河川とは言えませんが、品質条件を満たす可能性のある河川につきましては、引き続き、掘削予定などの情報を砂利採取を行う関係団体に提供してまいります。

県としては、河川掘削土の活用は、治水対策の推進に加え、資源の有効活用、公共事業コストの縮減にも資するものと考えております。今後とも、その有効活用に取り組んでまいります。また、国に対しても、河川掘削土のコンクリート用骨材への活用について、御提案の趣旨を伝えてまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（山崎宗良）杉田生活環境文化部長。

〔杉田　聡生活環境文化部長登壇〕

○生活環境文化部長（杉田　聡）私からは、熊対策に関する質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、熊による人身被害防止のためには、人の生活圏に侵入させない対策が重要であります。国のガイドラインに基づきまして、現在策定作業を進めております次期富山県ツキノワグマ管理計画では、人身被害防止を最優先とし、人と熊のすみ分けを図る新たなゾーニングを設定いたします。このゾーニングは、県内各地域の熊の出没状況や土地の利用状況、森林環境などの情報を踏まえて、４つの区分で設定するものでございます。

具体的には、住宅地など人の生活が営まれている区域を排除エリア、人の生活圏への侵入を防止するための緩衝帯整備や電気柵の設置、個体数管理を重点的に実施する区域を管理強化エリア、熊が生息している区域をコア生息地など、４つの区分に応じた効果的な対策に取り組んでいくものでございます。

捕獲の担い手の確保育成につきましては、今年度新たに新人ハンター養成事業といたしまして、散弾銃などの購入経費に対する補助、わな設置や銃猟の実地研修、先輩ハンターとの座談会の開催など、捕獲体制の強化を図っております。また、狩猟の魅力を紹介するＰＲ動画を県公式ＹｏｕＴｕｂｅなどで公開し、狩猟免許の取得を促してきております。狩猟免許試験は、年３回実施していますが、２回目の試験終了時点での合格者数は128名と、昨年度同時期の78名から大幅に増加しております。

今年度は、ドングリの作柄がよく、平野部への大量出没の可能性は低いと考えられますが、引き続き警戒する必要があるほか、来年度は大量出没が懸念されることも踏まえ、今後とも、市町村や県の関係部局、猟友会などと連携し、侵入防止対策や捕獲体制の強化を進め、人身被害の防止に努めてまいります。

以上です。

○副議長（山崎宗良）以上で鍋嶋慎一郎議員の質問は終了しました。